

パートナー訪問介護トライアル事業費補助金交付要綱

(制定) 8福祉高介第108号

令和8年4月15日

(目的)

第1条 この要綱は、パートナー訪問介護トライアル事業実施要綱（令和8年3月31日付7福祉高介第2284号。以下「実施要綱」という。）に基づいて東京都（以下「都」という。）が実施するパートナー訪問介護トライアル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 パートナー訪問介護トライアル事業（以下「本事業」という。）の補助対象者は、東京都内で訪問介護サービス事業所を運営する複数の法人により構成される「訪問介護事業者のネットワーク体」の代表となる法人又はネットワーク体の管理・運営等を行う法人から、補助対象事業の事業計画書等を審査の上、別に定めるところにより選定する。事業者間の連携による取組の実績がある法人であり、日頃からの情報共有が行われていること。ただし、次に掲げる者を除く（ネットワーク体を構成する法人についても同様に適用するものとする。）。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第3条において定める次の事業とする。

(1) 訪問介護事業者のネットワークの設置・運営

「パートナー事業所」と「アシスト事業所」の運営法人で構成され、地域の利用者に対して共同でサービスを提供する複数の訪問介護事業者のグループ「訪問介護事業者のネットワーク」（以下「NW」という。）を設置すること。

利用者は指定居宅サービスに該当する訪問介護の利用者とし、サービス付き高齢者向け住宅等に居住する利用者は除くものとする。

なお、パートナー事業所は都内で運営する訪問介護事業所が10事業所以下の法人とする。

(2) 定例会の開催・運営

NWは本事業の検討に当たり月1回程度定例会を開催し、次の(3)に掲げる試行

実施に係る実施方法の検討等を行うとともに、取組に関する意見交換や実施状況の確認を行う。

なお、定例会の開催に当たっては、都が契約するコンサルティング事業者も同席させること。同席するコンサルティング事業者は、本事業の目的達成に資する助言やスケジュール管理等の支援を行うものとする。

(3) 複数事業所の相互委託によるサービス提供の試行実施

地域の中核的な訪問介護事業所「パートナー事業所」が中心となって利用者を支えつつ、不足する訪問サービスを地域の小規模事業所「アシスト事業所」に委託し、協力してサービスを提供する仕組みをNWにて試行実施する。検証分のサービス提供は全て介護保険外サービスとする。下記の内容を明らかにできるように、NWは都が契約するコンサルティング事業者と協力して試行実施に取り組むこと。

なお、本事業実施に当たっては、延べ10回以上のサービス提供を行い、サービス提供に当たっては必ず身体介護を実施すること。

ア 委託契約書に記載すべき内容

イ 委託するに当たり、必要な取決めや費用負担の整理

ウ 委託によるサービス提供が可能な利用者像

エ 委託によるサービス提供を行うための必要な条件

オ 各訪問介護事業所が個別に各利用者と利用契約を行う場合と比較した契約事務等の負担軽減の効果

カ そのほか、アシスト事業所による適切なサービス提供を担保するために必要な事項

なお、コンサルティング事業者が行う調査・分析のため、NWは意見聴取等に適宜協力すること。上記アの検討に当たっては、委託契約書については弁護士による法務確認を実施すること。

(4) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助対象経費は、第3条に定める補助対象事業の実施に必要な経費として別表に掲げるものとする。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金は、第3条の規定に基づき別表第1欄に掲げる補助対象経費の支出額から当該経費のための寄付金その他の収入額を控除した額に別表第3欄で定める補助率を乗じて得た額と、別表第2欄で定める補助基準額とを比較して、少ない方の額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、第6条の規定による交付の申請があったときは、交付申請書を審査し、適当と認める場合は、第8条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

なお、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、知事は、申請書類の修正又は追加資料の提出等を求めることができる。

(補助条件)

第8条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その承認又は指示を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業の完了の時期

補助事業者は、補助事業を、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(3) 実施状況報告等

ア 補助事業者は、原則として四半期毎に、都、補助事業者及び参画法人が出席する意見交換会を開催し、事業の進捗状況について、報告を行わなければならない。このほか、補助事業の円滑適正な執行を図るために必要と認めるときは、知事は、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことがある。

イ 知事は、アの規定による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業等につき、補助事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 事故報告

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行し、またこれらに適合させるための処置をとることを命ずる。

イ 補助事業者がアの規定による命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。この場合において、補助事業者が当該措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、(6)の規定により当該

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(6) 交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令又は要綱に違反したとき。

なお、アからウまでの規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(7) 事情変更による交付決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(8) 補助金の返還

知事は、次のいずれかに該当するときは、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命ずる。

ア (6) 又は (7) の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

イ 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(9) 違約加算金

ア 補助事業者は、(6) の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年にかかわらず365日とする。

ウ アの規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(10) 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、(9)イ及びウの規定は延滞金に準用する。

(11) 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 補助事業者に係る書類等

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(13) 他の補助金との重複禁止

補助事業者は、この要綱による補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の撤回)

第9条 補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める日までに、実績報告書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

なお、実績報告書の提出に当たっては、事業の成果のみならず、取組の過程や、取組に際して生じた課題に対する原因分析等について、詳細に記載した取組状況報告書を作成し、併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、第10条による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

是正のための措置

第12条 知事は、第10条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の支払)

第13条 知事は、第11条による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)、東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日通達37財主調発第20号)の定めるところによる。

附 則 (令和8年4月15日付8福祉高介第108号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助基準額		3 補助率
<p>報酬、共済費、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上を除く。）、使用料及賃借料</p>	<p>(1) 交付要綱第 3 に掲げる内容を遂行する上で必要となる下記の経費を対象とする。</p> <p>ア 試行実施にかかる人件費 本事業に従事する経営者、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員又は支援相談員（以下「介護職員」という。）及び介護支援専門員の人件費、代替職員経費 ただし、本事業に関連する業務に従事した時間のみ対象とする。</p> <p>イ サービス提供に必要となる経費 検証分のサービス提供は全て介護保険外サービスとし、サービス提供に係る経費は都が全額補助することとする。 委託契約におけるサービス提供単価については、実際に請求している介護報酬の単価を参照の上、適切に設定すること。 ・サービス提供単価 上限 28,000 円（初回分訪問 1 回当たり） ・サービス提供単価 上限 14,000 円（2 回目以降訪問 1 回当たり）</p> <p>ウ 専門家への相談にかかる経費 事業所間の委託契約書の法務確認にかかる弁護士費用等</p> <p>エ その他事務経費 事業所間で共同してサービス提供を行うに当たり、情報共有等を行う際に必要となる経費</p> <p>(2) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組</p>	<p>(合計) 1,500 千円</p>	<p>10 分の 10</p>